

筑西広域市町村圏事務組合の単純な労務に雇用される職員の  
給与の種類及び基準に関する条例

昭和 56 年 11 月 1 日条例第 11 号

( 目的 )

**第 1 条** この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

( 給与の種類 )

**第 2 条** 職員の給与の種類は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年組合条例第 3 号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の給与の例による。

( 給与の基準 )

**第 3 条** 職員の給与の基準は、一般職員の給与を基準として、職務の特殊性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例施行前に支給された給与の決定その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。